

新仙台火力発電所リプレイス計画環境影響評価方法書についての  
意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解並びに関係市町意見

1 意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解

環境影響評価法第 8 条第 1 項の規定に基づき、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、2 件であった。

環境影響評価法第 9 条の規定に基づき、上記の意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

	意見の概要	事業者の見解
1	現状の環境負荷を軽減出来る発電設備の着工は、将来の環境を考えると望ましい設備であり、発電燃料の転換をLNGにすることはCO <sub>2</sub> 問題も含め地球環境の面からも優れているので早い完成を望む。	本事業は、重油、原油及び天然ガスを燃料とする従来型（コンベンショナル）発電設備を、天然ガスを燃料とする発電効率の高いコンバインドサイクル発電設備にリプレイスすることにより、硫黄酸化物やばいじんを発生させず、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境負荷を現状よりも低減する計画であります。事業の実施にあたっては、環境影響評価を適切に行い、環境負荷低減に配慮しながら着実に推進してまいります。
2	景観 建築 海から	事業の計画にあたっては、海からの景観にも配慮して検討を進めてまいります。 （「海からの景観にも配慮した建築を望む」との意見と解釈しました。）

意見書に氏名及び住所が記載されてなく連絡先が不明のため、原文どおり記載した。

## 2 関係市町意見について

環境影響評価法第9条の規定に基づく、意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解が送付されたので、環境影響評価法10条第1項の規定に基づき知事意見を述べるに当たり、関係市町に意見聴取したところ、関係市町の意見は下記のとおりであった。

仙台市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業地域である仙台港周辺は仙台市緑のマスタープラン（仙台グリーンプラン 21）の中で“緑化の必要性が特に高い地区や緑化の実現性が高い地区”として挙げられていることから、事業にあたり樹林帯や森林の創出なども視野に入れた質の高い緑化計画の策定に繋がるよう、調査、予測および評価を実施するよう求めるべきである。</li><li>2 生態系に関する調査を行うにあたり、地域生態系を特徴づけるものとして選定する種が一部未定とされているため、種を選定した理由や過程も含め、環境影響評価準備書に具体的に記載するよう求めるべきである。</li><li>3 温室効果ガスについては、本事業のみならず事業者が行なう電力事業全体を考慮したうえで調査および予測を実施し、可能な限りの排出削減が達成されているかを評価するよう求めるべきである。</li></ol>
多賀城市	<p>当該施設が環境に及ぼす影響は軽微であると考えます。</p> <p>なお、工事にあたっては、東北電力株式会社が講じようとする環境保全措置が遵守されるよう配慮願います。</p>
七ヶ浜町	<p>評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について妥当なものとして意見を提出いたします。</p>